

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、東大阪都市清掃施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市)

第2条 組合は、東大阪市及び大東市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東大阪市水走4丁目6番25号に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員の定数は8人とし、関係市の選出数は次のとおりとする。

東大阪市 5人 大東市 3人

(議員の選挙)

第6条 組合の議会の議員は、関係市の議会において議員のうちから選挙する。

2 組合の議会の議員の選挙を行なう時は、管理者は関係市の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があつた時は、関係市の長はその議会に対し組合議員の選挙を行なうよう手続をしなければならない。

4 選挙の終わった時は、関係市の長は直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(議員の補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属していた関係市は、直ちに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前項の選挙には、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議会の議員の任期は、その関係市の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長の選出)

第9条 組合議会は議員のうちから議長及び副議長1人を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議会の議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者の選出及び任期)

第10条 組合に管理者を置く。

- 2 管理者は、関係市の長の互選により選出する。
- 3 管理者の任期は、市長としての任期による。

(副管理者及び会計管理者の選任と任期)

第11条 組合に副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

- 2 副管理者は、管理者でない関係市の長及び管理者の属する市の副市長1人をもってあてる。
- 3 管理者の属する市において、副市長が2人以上ある場合は予め、当該市長が指名するものを副管理者にあてる。
- 4 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもってあてる。
- 5 副管理者の任期は、関係市の市長、副市長としての任期による。
- 6 管理者の属する市の副市長である副管理者は、前項の規定にかかわらず、副管理者の属する市の長が管理者でなくなった時はその身分を失う。
- 7 会計管理者は、会計管理者の属する市の長が管理者でなくなった時は、その身分を失う。ただし、新管理者が就任する日までその職務を行うものとする。

(監査委員の選任及び任期)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項に規定する識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び、組合議会の議員のうちから1名をそれぞれ選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。

(組合の職員)

第13条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は関係市の負担金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の負担金の負担割合は、総額の100分の10を均等割100分の90を人口割とする。
- 3 前項の人口割に用いる人口は、官報で告示された最近の国勢調査若しくは、これに準ずる全国的な人口調査の結果による。
- 4 組合の経費のうち工場の管理に要する直接経費の負担割合は、第2項の規定にかかわらず、ごみの搬入量割とする。
- 5 前項にいう組合の管理に要する直接経費とは概ね、次に掲げるもの等をいう。
 - (1) 工場に勤務する職員の人件費（共済費、災害補償費等を含む）
 - (2) 工場の運転に必要な経費

(3) その他工場の保安、補修に必要な経費

附 則

- 1 この規約による最初の管理者が選任される迄の間、管理者の職務は、布施市長が行なう。
- 2 この規約は、大阪府知事の組合設立許可の日から効力を有する。

附 則（昭和40年12月23日）

この規約は、大阪府知事の規約変更の許可の日から効力を有する。

附 則（昭和42年2月1日）

- 1 この規約は、大阪府知事の規約変更の許可の日から効力を有する。
- 2 議員定数についてはこの規約の施行の日から昭和42年9月30日迄の間、第5条の規定にかかわらず13人とし、関係市の選出数は東大阪市10人、大東市3人とする。

附 則（昭和50年7月21日）

この規約は、大阪府知事の規約変更の許可の日から効力を有する。

附 則（平成5年9月24日）

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年1月1日）

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第11条及び第13条については、平成19年4月1日から施行する。